

京都市地球環境・エネルギー政策推進本部規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第65号

京都市地球環境・エネルギー政策推進本部規則の一部を改正する規則

京都市地球環境・エネルギー政策推進本部規則の一部を次のように改正する。

第6条第2項中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号から第6号までを2号ずつ繰り上げ、第7号及び第8号を削り、第9号を第5号とし、第10号から第18号までを4号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)